**誓　　　約　　　書**

令和　　年　　月　　日付で提出しました農地転用申出に対し十五ケ用水土地改良区地区除外等処理規程により十五ケ用水土地改良区から申出人に協議されました下記事項は負担金納付者と共に承諾しこれを確実に履行することを誓約致します。

農地転用申し出に対する協議事項

1 本土地改良区の地区除外等処理規程による決済金は申請と同時に納付すること。

2 本土地改良区の賦課金滞納額を納付すること。

3 農地転用により土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。

4 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき事由により土地改良施設をき損した場合は本土地改良区理事長の指示により復旧を行うこと。

5 排水については特に留意しその放流に起因して土地改良施設及び農作物等に被害を及ぼしたときは原因者がその責を負うものとする。また塵芥汚物等を用水路に投棄しないこと。

6 排水については別に協議すること。

7 その他本土地改良区の指示事項を遵守し事業運営に支障なきよう留意すること。

8 転用された年度の賦課期日前の転用地の賦課金は納付すること。

令和　　年　　月　　日

転用組合員　　　　　住 所

（耕作者）

　　 氏 名

転用関係者　　　　　住 所

（土地所有者等）

　 　　 氏 名

負担金納付者　 　　 住 所

　　　 　氏 名

十五ケ用水土地改良区理事長　　　 　殿